

5 産業廃棄物の委託処理と処理業の許可について

産業廃棄物の処理を委託するときは、知事又は政令市長（札幌市、函館市及び旭川市の各市長）の許可を受けた産業廃棄物処理業者又は指定を受けた再生利用業者（36ページを参照）などに委託して適正に処理しなければなりません。

また、産業廃棄物の運搬や処分を委託する場合、排出事業者は、廃棄物処理法で定められた委託基準を遵守しなければなりません。

（特別管理）産業廃棄物処理業者

知事又は政令市長の許可を受けて、他人の産業廃棄物を業として収集・運搬又は処分をする者のこと。

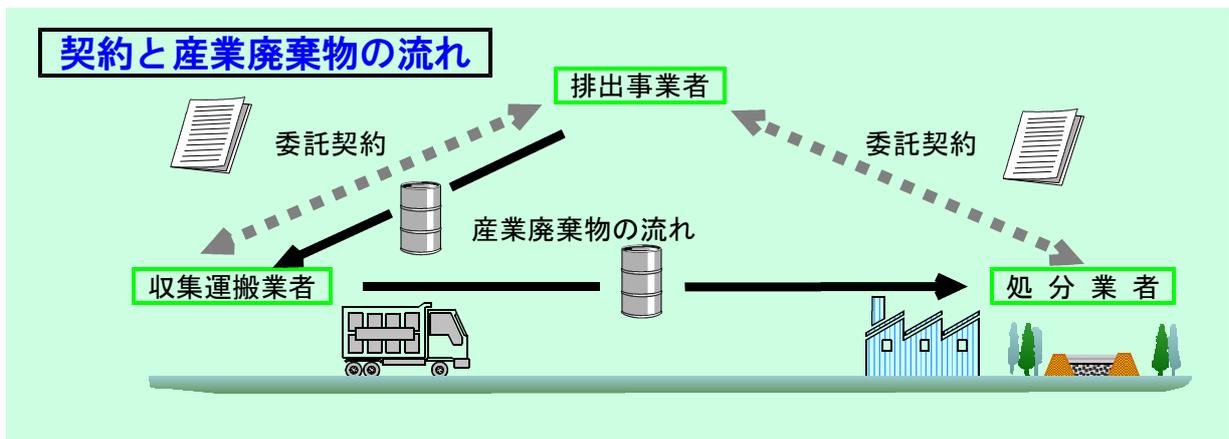
- ① 産業廃棄物収集運搬業・・・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の収集・運搬
- ② 産業廃棄物処分業・・・産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の中間処理と最終処分
- ③ 特別管理産業廃棄物収集運搬業・・・特別管理産業廃棄物のみの収集・運搬
- ④ 特別管理産業廃棄物処分業・・・特別管理産業廃棄物のみの中間処理と最終処分

〔解説〕

（1）産業廃棄物の委託の手順

[法12条、12条の2及び12条の3関係]

- ① 産業廃棄物処理業者の事業の範囲、許可証の確認（収集運搬は積込みと積卸し場所の許可の確認）
- ② 事前に、産業廃棄物処理業者と書面による委託契約の締結（許可証の写し、最終処分の場所を確認）
- ③ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付及び搬出時の立会
- ④ 処理の状況に関する確認
- ⑤ マニフェストが未回収の場合の知事又は政令市長への報告
- ⑥ 委託契約書の5年間保存（委託終了時から）、また、交付したマニフェストの写し（A票）及び返送されたマニフェストの5年間保存



（2）委託契約に含まれるべき事項 [令6条の2及び6条の6、規則8条の4、8条の4の2、8条の16の2及び8条の16の3関係]

委託契約は書面により行い、次の事項が含まれていなければなりません。また、収集運搬の委託の場合、産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し等を、処分の委託の場合、産業廃棄物処分業の許可証の写し等を添付しなければなりません。

- ① 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- ② 運搬の最終目的地の所在地（収集運搬の委託の場合）
- ③ 処分・再生の場所の所在地、方法、施設の処理能力（処分又は再生の委託の場合）
- ④ 最終処分の場所の所在地、方法、施設の処理能力（中間処理の委託の場合）
- ⑤ 契約の有効期間（開始、終了年月日を明らかにすること。なお、契約の有効期間は、許可の有効期間内であることが望ましく、例え、契約の有効期間が許可の有効期間より長いとしても、許可失効後も委託することはできないこと。）

- ⑥ 受託者に支払う料金（1か月当たり、単位量当たりなど）
- ⑦ 受託者が産業廃棄物処理業者である場合には、その事業の範囲
- ⑧ 積替え又は保管に関する事項（積替保管を行う場所の所在地、当該場所において保管できる産業廃棄物の種類、保管上限、安定型産業廃棄物であるときは当該場所で他の廃棄物と混合することの可否）（収集運搬の委託の場合）
- ⑨ 適正な処理のために必要な情報
 - ・当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - ・通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ・他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - ・当該産業廃棄物がパソコン、エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、冷蔵庫、洗濯機である場合で含有マーク（JIS C0950号）が付いている場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - ・当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物や水銀廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等をいう。以下同じ。）が含まれる場合は、その旨について
 - ・その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- ⑩ 契約の有効期間中に⑨の情報に変更があった場合の情報の伝達方法
- ⑪ 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- ⑫ 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

産業廃棄物処理業の許可証の例（収集運搬）

許可番号*****号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所	**市**条**丁目**-*
氏名	**運輸株式会社 代表取締役** **
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証明する。 北海道知事 ○○ ○○ ㊟	
許可の年月日	○年○月○日
許可の有効年月日	○年○月○日
1 事業の範囲 がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物を含む。積み替え保管あり。以下余白。	
2 積替え保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
施設の種類	保管場所
設置場所	○○市○○町○-○
面積	** m ²
種類	がれき類
保管上限	○○ m ³
保管高さ	** m
3 許可の条件	

4 許可の更新及び変更の状況	

5 積替え許可の有無	有 無
市名	許可番号
6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無	有 無
(○○振興局)	

(3) 再委託基準

[令6条の12及び6条の15、規則10条の7及び10条の19関係]

再委託する場合、再委託者は、あらかじめ排出事業者者に再受託者の氏名又は名称及び再委託が委託基準に適合していることを明らかにし、書面で排出事業者の承諾を受け、さらに再受託者と(1)の例による委託契約締結等が必要です。

また、排出事業者は、再委託の承諾書の写しを5年間保存しなければなりません。

(4) 委託できる者（収集・運搬・処分）

産業廃棄物処理業者、再生利用業者のほかに、市町村等地方公共団体や再生利用等の特例により環境大臣の認定を受けた者に処理を委託することができます。

廃棄物の処理を委託するときは、廃棄物処理法の委託基準に従って、処理業者等と事前に書面で委託契約をしなければなりません。また、委託契約は、いわゆる**2者契約**をしなければなりません(契約書例：P.56参照)。

<産業廃棄物を委託するときの違反事例>

排出事業者が行う次の委託は、委託基準違反となり、罰則や命令の対象となります。

- ・口約束（口頭による契約）で委託している。
- ・収集運搬業者、処分業者のいずれも又はいずれかとの契約がされていない。
- ・処分業の許可のない収集運搬業者と処分の委託まで契約している。
- ・収集運搬業者、処分業者それぞれの事業の範囲にない産業廃棄物の委託契約をしている。

(5) 廃棄物の処理に係る許可

[法8条、14条、14条の4及び15条関係]

他人の廃棄物の引き取り、収集運搬、処分又は再生を行うことや廃棄物処理のための一定の施設（p.27参照）を設置するときは、許可が必要です。

許可の種類	許可が必要なとき
産業廃棄物収集運搬業	他人の産業廃棄物を収集運搬する場合
特別管理産業廃棄物収集運搬業	他人の特別管理産業廃棄物を収集運搬する場合
産業廃棄物処分業	他人の産業廃棄物を処分（中間処理、再生、埋立処分）する場合
特別管理産業廃棄物処分業	他人の特別管理産業廃棄物を処分（中間処理、再生、埋立処分）する場合
産業廃棄物処理施設	産業廃棄物を処理する一定の施設を設置する場合（自らの廃棄物を処理する場合も含む。）

産業廃棄物の処理を行うための許可については、知事の許可が必要です。なお、札幌市、函館市、旭川市で事業を行う場合については、それぞれの許可が必要となりますので、それぞれの市にお問い合わせください。また、一般廃棄物の処理の関係は、それぞれの市町村に御相談ください。

<産業廃棄物処理業の許可が不要な者>

- ① 排出事業者（自らの産業廃棄物の運搬・処分を行うとき）
- ② 専ら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄、空きびん類、古繊維）のみの処理を行う者
- ③ 再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処理を行う者として知事の指定を受けた者
- ④ 再生利用等の特例により環境大臣の認定を受けた者
- ⑤ 国、道、市町村
- ⑥ その他

(6) 産業廃棄物処理業の許可等手続き

[法14条及び14条の4関係]

他人の産業廃棄物を処理するためには、産業廃棄物処理業の許可が必要です。また、他人の特別管理産業廃棄物を処理するためには、特別管理産業廃棄物処理業の許可が必要です。

許可を受けようとする者は、取り扱う産業廃棄物の種類ごとに、知事又は政令市長に必要な書類を添付して申請しなければなりません（北海道の申請窓口は、事業所所在地を管轄する振興局です。）

① 許可の申請

知事（各振興局）又は政令市長に申請書を提出してください。

<許可申請書及び添付書類>

i 申請書

事業の種類に応じた申請書に必要事項を記載すること

ii 添付書類

- ・事業計画書
- ・事業の用に供する施設の所有権又は使用权を証する書類（許可施設の場合は、施設の設置許可証の写し及び使用前検査適合通知書の写しを添付）
- ・施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに付近の見取り図
- ・欠格要件に該当しない旨の誓約書、役員（監査役及び監事を含む）及び使用人等一覧表
- ・技術的能力を説明する書類
- ・法人のときは、定款又は寄附行為の写し及び法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し
- ・個人のときは、住民票の写し並びに精神の機能の障害により、廃棄物処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者か否かを審査するために必要な書類
- ・経理的基礎を証する書類
- ・許可の更新又は変更許可の申請にあつては、現在の知事又は政令市長の許可証の写し（この場合、添付書類の一部は省略可能）
- ・申請者が未成年の場合、法定代理人の住民票の写し並びに精神の機能の障害により、廃棄物処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者か否かを審査するために必要な書類
- ・申請者が法人の場合、役員（監査役及び監事を含む）の住民票の写し並びに精神の機能の障害により、廃棄物処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者か否かを審査するために必要な書類
- ・申請者が法人の場合、5/100以上の株式を有する株主又は5/100以上の出資をしている者の住民票の写し並びに精神の機能の障害により、廃棄物処理の業務を適切に行うにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者か否かを審査するために必要な書類
- ・その他

② 審査（許可の基準）

- ・施設及び申請者の能力が、事業を的確に、かつ、継続して行えることなどの基準に適合すること。
- ・欠格要件に該当しないこと。
- ・生活環境保全上必要な条件を付されることがあります。

③ 許可の更新

5年ごとに許可の更新を受けなければ、期間経過によって許可の効力を失います。

④ 帳簿の記載義務

産業廃棄物ごとに必要な事項を記載し事業場ごとに帳簿を備え、1年ごとに閉鎖して5年間保存する必要があります。(石綿含有産業廃棄物、水銀廃棄物が含まれる場合は、それを明らかにすること。)

⑤ 変更許可・変更届出等

- ・事業の範囲を変更するときは変更許可が必要です。
- ・事業の全部又は一部を廃止した場合及び住所、氏名又は名称の変更、車両・役員の変更があったときなどは変更届出が必要です。
- ・法人や役員等に禁錮、懲役等の刑が確定したり、廃棄物処理法の罰金刑を受けるなど、法の欠格要件に該当した場合は、届出が必要です。

⑥ 許可の取消し等

廃棄物処理法に違反したときは、許可の取消し又は期限を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命じられることがあります。また、欠格要件に該当したときは許可を取り消されます。

⑦ 実績報告

処分業の場合は、毎年6月30日までに前年度の処分実績を知事(循環型社会推進課)又は政令市長に報告する必要があります。

ホームページアドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/jss/sanpai_1/syorijisseki.htm

(7) 処理困難時における委託者(排出事業者)への通知

① 排出事業者への通知(法14条第13項及び14条の4第13項関係)

産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者は、委託を受けている産業廃棄物の収集・運搬又は処分を適正に行うことが困難、又は困難となるおそれがある事由が生じた場合には、その事由が生じた日から10日以内にその旨を委託者(排出事業者)へ通知し、その通知の写しを5年間保存しなければなりません。

<処理困難となる事由>

- ・処理施設の破損、事故により保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したとき
- ・事業の廃止
- ・施設の休廃止
- ・最終処分場の埋立終了
- ・欠格要件に該当
- ・事業の停止命令又は施設の設置許可の取消処分
- ・改善命令や措置命令により保管する産業廃棄物の数量が保管上限に達したとき

② 排出事業者の措置(法12条の3第8項関係)

通知を受けた排出事業者は、速やかに処理を委託した産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずる必要があります。

また、通知を受けた際に処理業者に引き渡した産業廃棄物について処理が終了した旨のマニフェストの送付を受けていない場合(収集運搬業者から通知を受けた場合でB2票の返送がない場合及び処分業から通知を受けた場合でD票の返送がない場合)は、30日以内に知事又は政令市長に「措置内容等報告書」を提出しなければなりません。

<排出事業者が講ずべき措置の例>

- ・産業廃棄物処理業者等が処理を適切に行えるようになるまでの間、その処理業者に新たな処理委託を行わないこと
- ・処分を委託した産業廃棄物が処分されていないことが判明した場合にあっては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処理業者等に処分を委託し直すこと
- ・委託した産業廃棄物が再委託可能なものである場合にあっては、他の産業廃棄物処理業者等に再委託基準に則って再委託させること

(8) 産業廃棄物処理業者の優良産廃処理業者認定制度

[規則9条の3及び10条の4の2等関係]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正（平成23年4月1日施行）により、産業廃棄物処理業者の優良産廃処理業者認定制度が創設され、5年間法令を遵守して業を営み、会社情報や処理状況などを積極的に公開する等の基準を満たした産業廃棄物処理業者を優良産廃処理業者と位置付けることとしました。

認定手続きの詳細は最寄りの振興局にお問い合わせください。

① 優良基準

遵法性

従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間において、不利益処分を受けていないこと。

事業の透明性

6ヶ月以上にわたり、法人の基礎情報、取得した許可の内容、産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況などの情報をインターネット上で公開し、所定の頻度で更新していること。

インターネット上で公開が必要な項目（主なもの）

- ・ 会社情報（会社名、住所、代表者・役員氏名と就任年月日、設立年月日、資本金など）
- ・ 事業計画の概要
- ・ 産業廃棄物処理業の許可証の写し
- ・ 事業の用に供する施設の状況
- ・ 直前3年間の産業廃棄物の種類ごとの受入量、処分量
- ・ 料金表（料金の提示方法）
- ・ 直前3年間の施設の維持管理の状況
- ・ 財務諸表

環境保全への取組

事業活動に係る環境配慮の取組が、ISO14001規格、環境省のエコアクション2.1及びこれと相互認証された規格（北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES)等）により認められていること。

電子マニフェスト

電子マニフェストに係る利用登録しており、電子マニフェストが利用可能であること。

財務体質の健全化

直前3事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であることや、法人税等を滞納していないこと。

② 優遇措置

優良基準への適合が認定された産業廃棄物処理業者は、**許可の有効期間（通常5年）が7年**となること、産業廃棄物処理業の許可申請の際に提出する申請書類の一部を省略できるなどの優遇措置が認められます。

なお、優良産廃処理業者に処分を委託した場合は、北海道循環型社会形成の推進に関する条例第3.2条に基づく排出事業者が行う委託した処分の状況の確認を免除されます。

また、環境配慮契約法基本方針の平成25年3月の告示改正改定により、国等の事業の入札条件において優良認定業者が有利になる仕組みになっています。

優良産廃処理業者の許可証の例

許可番号*****号	
産業廃棄物収集運搬業許可証	
住所	**市**条**丁目**番
氏名	**運輸株式会社 代表取締役** **
優良	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証明する。 北海道知事 ○○ ○○ ㊟	
許可の年月日	○年○月○日
許可の有効年月日	○年○月○日
1 事業の範囲	がれき類。以上、石綿含有産業廃棄物を含む。積み替え保管あり。以下余白。
2 積み替え保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積み替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積み替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	施設の種類 設置場所 面積 種類 保管上限 保管高さ
	保管場所 ○○市○○町○-○ ** m ² がれき類 ○○ m ³ ** m
3 許可の条件	*****
4 許可の更新及び変更の状況	*****
5 積み替え許可の有無	有(無)
市名	許可番号
6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無	有(無) (○○振興局)